

八幡市放課後児童健全育成施設
長期休業中の昼食提供事業 登録事業者募集要項

1. 目的及び概要

小学校の長期休業期間中において、放課後児童健全育成施設（以下「放課後児童クラブ」という。）を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）の負担軽減を目的として、昼食の配送サービスを提供する。

本事業は、市に登録された昼食提供事業者（以下「登録事業者」という。）に保護者が昼食を発注し、登録事業者が昼食の製造及び配送等を行う。昼食代金（配送料等を含む）は実費として保護者が負担し、登録事業者に直接支払うものとする。市と登録事業者は、実施内容等に関し、協定・契約等を締結する。

2. 登録事業者の要件

2-1 用語の定義

本要項において、次の用語はそれぞれ以下の意味とする。

① 昼食発注システム

保護者がウェブサイト又はスマートフォン用アプリケーション等を用いて昼食を注文し、代金を決済できるシステムをいう。

② システム提供事業者

昼食発注システムを構築・運用し、注文管理及び決済機能等を提供する事業者をいう。

③ 昼食提供事業者

昼食の製造及び配送を行う事業者をいう。

2-2 登録事業者の要件

本事業に登録しようとする者は、次のいずれかに該当する事業者であること。

① 単独型

昼食発注システムを自ら保有し、保護者が注文及び決済を行うことができ、かつ自ら昼食の製造及び配送を行う事業者であること。

② 連携型

昼食提供事業者とシステム提供事業者が連携し、単独型と同等のサービスを提供できる事業者であること。

②については、連携する事業者を決定した上で登録の申請を行うこと。

3. 登録期間

登録日から令和9年4月（小学校の春季休業期間まで）

4. 昼食提供期間（予定）

夏季休業期間：令和8年7月21日から令和8年8月26日まで

（8月13日から8月15日まで閉所）

※冬季休業期間及び春季休業期間の実施も相談に応じます。

5. 昼食提供施設・予定食数

- 別紙「令和7年度 実施結果」を参考とする。
- 登録事業者が複数となる場合は、保護者が事業者を選択するものとする。
- 数量は令和7年度の実績であり、実際の提供数を保証するものではない。なお、1施設において昼食の注文が1食であっても対応すること。

6. 昼食提供事業の概要

① チラシの作成

(ア)登録事業者は、保護者に対し昼食内容、代金及び注文方法を周知するためのチラシを作成し、データを納品すること。

(イ)チラシ内容については市と協議すること。保護者への案内は市が行う。

② 献立表（メニュー）の作成

(ア)登録事業者は、献立表を作成し、保護者が注文前に確認できるよう昼食発注システム等で公開すること。献立表には特定原材料7品目など食物アレルギー情報を事前に確認できることが望ましい。

(イ)献立は主食の量等により2種類以上作成し、利用者が選べるようにすること。主食の有無を選択制とすることも可。（いわゆる、おかずのみの注文）

③ 受注管理等

(ア)登録事業者は、昼食の注文（変更及びキャンセルを含む）を昼食発注システム等で受け付けること。

※放課後児童クラブを介さず、登録事業者と保護者でやり取りすること。放課後児童クラブで現金やチケット等を預かることはできない。

(イ)昼食提供日の2週間前までに注文受付を開始すること。

(ウ)保護者の利便性に配慮した注文及びキャンセル期限を設定すること。

- (エ) 昼食代金は登録事業者が保護者から徴収し、滞納等も登録事業者が対応すること。
- (オ) 支払方法はクレジットカード決済や口座振替等、保護者の利便性を考慮すること。放課後児童クラブでの現金支払いは不可とする。(現金に代わるチケット等も不可)
- (カ) 注文締め切り後、市が注文状況を確認できること。(施設ごと・提供日ごとに注文者が確認できること)

④ 昼食の製造

- (ア) 原則献立表どおりに昼食を製造すること。
- (イ) 各施設では加熱・調理ができないため、そのまま提供できるものとする。
- (ウ) 容器は使い捨てで清潔なものとし、箸やスプーン等は不要とする。
※提供した当日中に回収する場合は使い捨てでなくともよい。

⑤ 昼食の配送

- (ア) 昼食は午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分までに配送すること。
- (イ) 配送時に、提供する児童の一覧(施設ごと)を添付し、提供対象を明確にすること。

⑥ 安全・衛生

- (ア) 原材料の調達、製造、配送において、温度管理及び衛生管理を適切に行うこと。
- (イ) 食品衛生法その他関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

⑦ 事故への対応

- (ア) 提供食による健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切に対応すること。
- (イ) 事故の発生が確認された場合は、直ちに保護者及び市へ連絡し、後に書面で発生原因や対応方策等を報告すること。
- (ウ) 事故により業務継続困難となった場合、代替策を用意し保護者に不利益を与えないこと。
- (エ) 食中毒等に備え、賠償責任保険に加入すること。

⑧ 苦情処理

登録事業者は保護者の苦情に迅速かつ円滑に対応し、必要に応じ市へ報告すること。

⑨ その他

- (ア) 昼食提供日の日中には必ず連絡対応(電話、メール等)ができる体制とすること。
- (イ) やむを得ず登録を取り下げる場合は、2 か月以上前に市へ手続きを行うこと。
- (ウ) 本事業に係る業務全部を第三者に委託してはならない。(一部委託については市と協

議を行うこと)

(エ)本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録期間満了後及び解除後も同様とする。

(オ)本要項に定めのない事項は、市と登録事業者で協議の上、これを定める。

7. 登録申請方法

① 提出書類

以下の書類をメール又は郵送にて提出すること。

(ア)登録申請書(様式1)

(イ)事業概要(様式2)

(ウ)緊急時等対応表(様式3)

(エ)昼食発注システムの内容がわかるもの

(オ)提供する昼食の内容が分かるもの(パンフレット・献立表等)

(カ)提供する献立例の写真又は画像データ

(キ)食品衛生法に基づく営業許可証の写し(画像データも可)

② 申請受付期間

令和8年5月22日(金)まで

※以降も随時認めるが、令和8年夏季休業期間に間に合わない可能性がある。

③ 登録事業者の登録

申請内容を総合的に判断し、登録事業者として適当と認めた場合、協定・契約等を締結したのちに市ホームページに掲載する。

8. 提出先

八幡市教育委員会 こども未来部 こども未来課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75

TEL: 075-983-1125 FAX: 075-983-1430

Mail: kodomomirai@mb.city.yawata.kyoto.jp